

公用車売却仕様書

1 売却物品 区分 7－1 塵芥収集車

2 引渡し場所

広島県三原市八坂町 10227 番地 三原市 生活環境部 環境施設課

3 売却台数

1 台

4 名義変更（廃車）等にかかる諸費用

名義変更（廃車）等にかかる諸費用は、受注者負担とする。

自賠責保険料の三原市への還付は不要。

5 搬出方法

市が指定する日時に、受注者自らが車両を搬出する。また、施設の運営に支障をきたさないよう搬出しなければならない。

6 車両の引渡し

車両の引渡しは、名義変更（廃車）等の諸手続きが完了し、売却代金の納入がされた後とする。

7 売却代金の納入

売却代金の納入は、納入通知書により納入期限（令和 8 年 3 月 10 日(火)午後 2 時 30 分）までに納付すること。

8 引渡し期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）

9 売却する塵芥収集車について

登録番号	一時抹消登録
初年度登録	平成 19 年 12 月
用途等	特種
車名	ニッサンディーゼル
車検満了日	令和 7 年 12 月 16 日
走行距離	358,618 km
最大積載量	2,400kg
総排気量又は定格出力	6.40 ℥
燃料の種類	軽油

10 その他

(1) 売却物品は現状渡しとする。

(2) 物品の引渡し完了後は、当該車両構造及び損傷箇所等に対する修繕等の要求及び、不要物品等の引取要求は、一切受け付けないものとする。